

焼畑に伴う移住と祖先の移住

—— タイのミエン・ヤオ族における移住とエスニシティ ——

吉 野 晃*

Migration by Swiddeners and Migration by Ancestors: The Ethnicity and Migration of the Mien of Northern Thailand

YOSHINO Akira*

The Mien of Northern Thailand have migrated with their swidden cultivation. While this migration was the result of their mode of production until recent years, Mien myth also holds that the migration has continued since the time of their mythical ancestors. This myth of ancestral migration (the crossing-the-sea myth) is widely known among the Mien of China and Southeast Asia. However, a great distance in time and space separates the personal memory of real migration in recent decades and the migration of their mythical ancestors in ancient times. This distance is intermediated by another cultural institution. Each household possesses a document recording the sites of the tombs of its patrilineal ancestors. A Mien can learn of his ancestor's course of migration by reading the document, which is indispensable for a kind of ancestor worship ritual. The migration is an ethnic symbol of continuity between mythical Mien ancestors and present Mien persons. The tomb-record document intermediates between each Mien's personal memory of migration and his mythical ancestral migration and intensifies this symbol of Mien ethnic continuity.

I はじめに

ミエン・ヤオ族は自称をミエン(miən)¹⁾ないしユー・ミエン(iu miən)と称し、中国南部・大陸東南アジアの山地に居住する民族であり、主として焼畑耕作を営んできた。中国では、少数民族としての瑶族の範疇に属し、その大半を占める。ベトナムではザオ(Dao)族の範疇に属している。タイ、ラオスにも分布し、その分布域は、中国の湖南省南部、広東省北部、貴州省南部、広西壮族自治区、雲南省東南部、そしてベトナム北部、ラオス北部、タイ北部と、広域

* 東京学芸大学地域研究学科；Department of Area Studies, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukui-Kitamachi, Koganei, Tokyo 184-0015, Japan

1) 本稿で用いるミエン語の表記は、Downer [1961]の表記の方式に筆者が修正を加えたものを用いる。“-y, y-”=[j]；“q”=声門閉鎖となっている点以外は大体IPAに従っている。ミエン語には声調があるが、表記が煩雑になるので本稿では省略する。片仮名の表記を付した場合は、正確な音訳をするのは無理なので、近いと思われる発音の仮名を当てた。また、ミエン族が用いている漢字表記は< >で括弧で示す。

にわたっている。

ミエン族の分布がかくも広範囲にわたるのは、焼畑耕作に伴う移住を繰り返してきたためである。現在のタイ国領内にミエン族が居住するようになったのは、伝承などによる復元では19世紀後半であると推定されている。ミエン族の移住は、基本的には、耕作と休閑の繰り返しに伴う耕地の切り替えをその原動力としている。しかし、移住が焼畑耕作に媒介されているとはいえ、彼らにとっての移住は、生業レベルの移住のみを意味はしない。彼らの伝承に見られる移住は、直接的には焼畑耕作に起因するものであるが、彼らの民族アイデンティティに関わる時には、もう一つ異なったレベルの抽象化を経る。そこでは、焼畑耕作と移住は、生活過程の一部であるというよりも、民族弁別のための規準となる。

ミエン族の移住については、いくつかの研究がなされている。白鳥芳郎と竹村は中国の地方誌やミエン族の伝承によって、大枠の移住史を再構成した〔白鳥 1978；竹村 1981〕。白鳥はまた、タイ国ランパーン県の一村落の住民がどの村から移住してきたかも聞き書きによって再構成している〔白鳥 1978〕。常見純一は、チアンラーイ県のミエン族が政府の森林伐採規制によって新たな地へ移住することを企図し、カンペンペット県において風水に基づく立地選択を行って、新たな村を設立した過程を報告している〔常見 1980〕。一方、後に述べる神話レベルの民族アイデンティティについては、竹村が詳細に分析した〔竹村 1981〕。しかし、彼らミエン族の行ってきた「移住」や、伝承として認識される「移住」が、どのような形で彼らの民族アイデンティティに関わり、「祖先以来の伝統」として認識されるか、その枠組みについては、未だ検討されていない。

本稿では、如上の問題意識に従って、ミエン族の焼畑耕作と移住、それにまつわる伝承、及び父祖以来の営為たる移住について、事例を紹介し、ミエン族の民族アイデンティティに関わる移住の観念について論じてゆきたい。

Ⅱ ミエン族の移住——焼畑耕作に伴う住居の移動

Ⅱ-1

タイのミエン族の焼畑耕作は、A.ウォーカーの分類に従えば、開拓型焼畑耕作民 pioneer swiddener に分類される〔Walker 1975:7-9〕。以前はアヘン芥子を換金作物として耕作し、比較的高標高（1,000m以上）に分布していた。開拓型焼畑耕作は、極相林ないし長年耕作していない森林の伐開を指向し、耕地の切り替えに伴って移住を頻繁に行う型の焼畑耕作である。これは、タイ山地民の焼畑耕作のもう一つの類型である、陸稲畑の耕地ローテーションを規則的に管理し移住が少ない定着型焼畑耕作民 (established swiddener) とは区別される。これは1970年代までの構図であり、新たな畑の伐開が禁止された現在では、些か様相を異にしている。

また、現在はアヘン芥子の栽培の規制がかなり強化されたため、別の換金作物の耕作が広がり、必ずしもそのような高標高に住むとは限らない。

タイ北部のミエン族の焼畑は、自給作物として陸稲・トウモロコシ（家畜の餌と酒の原料）、換金作物として、かつてはアヘン芥子、現在では綿・蜜柑・大豆・荔枝・龍眼・トウモロコシ等を栽培する。換金作物の種類は、タイ北部の中でも地域によってバリエーションがある。タイにおいては、開拓型焼畑耕作民がアヘン芥子等の換金作物を栽培していたのに対して、定着型焼畑耕作民は陸稲栽培のみに特化している点が大きく異なる。

陸稲の耕地は毎年新たな土地を開く。陸稲は雑草に弱い、二年目の畑は雑草の繁茂が一年目よりも多いためである。このため、毎年異なった場所に畑を開かなくてはならない。そうすると徐々に居住村落から離れたところに畑を開くことになる。当該村落の周辺の森林の土地が十分に広ければ、耕作を続けることが可能である。しかし開拓型焼畑民の場合、定着型焼畑のように、綿密な耕地のローテーションを村落で管理することがない。すなわち、各世帯の判断で各々が良いと見た土地を切り開くわけである。このような野放し状態では、周辺に広い土地があれば、長年の耕作が可能であるが、しかし、頻繁な移住によって当該村落へ人口流入が生じやすい。するとより多くの畑を一年間に耕作しなければならなくなり、したがって休閑期間が短縮されることになる。耕作に適した土地が村落周辺に少なくなると、これがまた移住を誘発する。結果として、安定した耕地切り替えを維持しにくくなり、移住へ到るのである。いわば、移住が更に移住を引き起こすという「移住のフィードバック」である。ミエン族は、恐らくはこうした繰り返しで現在のタイまで移住してきた。もっとも、耕地ローテーション管理を綿密に行わなくても、結果として生態条件と人口のバランスがとれていれば、長期に亘って移住せずに一定の地域内で耕作することは可能である。筆者が調査したパヤオ県チアンカム郡のPY村の大半のメンバーは、4キロ離れたPD村から移住してきたが、耕作範囲としては50年以上同一地域にとどまっていた。

II-2 移住のパターン

ミエン族の移住は、通常、個人あるいは個別世帯単位で行われる。上記の移住のフィードバックで重要な役割を果たすのが、出作り小屋の存在である。出作り小屋（リウ liw）は、畑の中に造られる日除けの屋根掛けのものもあるし、常住できる家屋状のものもある。日帰りで耕作するには遠い畑の近くで、寝泊まりするためのものは、常住可能な家屋状であり、リアン・リウ・チョーム liæg liw kyom という。このリアン・リウ・チョームが幾つか集まって出作り小屋集落を形成することがある。往々にして親族や姻族、あるいは友人などが数軒集まり、出作り小屋集落を形成する。この出作り小屋集落（娘村）が成長して常住村落となる例もある。いわば出作り小屋の本宅化である。常住村落はラーン laæg というが、「出作り小屋集落」を特に

表す語句はない。

先述のPY村は、約4キロ離れた、母村PD村の出作り小屋集落であった。山の中腹にあるPD村から降りてきて、山間の小盆地に位置するPYで水稻耕作を始めたミエンの人々が、ここに出作り小屋集落を形成していたのである。しかし、この地域でタイ国軍と共産ゲリラとの戦闘があり、1968年にPD村のミエン族は平地の村に避難した。戦闘前には、6戸のミエン族世帯がここで水稻耕作を行っていたという。避難先の村には耕作する土地がなかったので、戦闘が終結した1969年にPYの場所に多くの村人が戻り、焼畑に従事した。PD村にあった家屋は戦闘で灰燼に帰っていた。その後、アヘン芥子の栽培に伴って、PY村から元のPD村の場所にリアン・リウ・チョームが作られるようになった。そのうちにPDのリアン・リウ・チョームに常住する住民が出てきて、常住村落化し、筆者が1987年に調査に入った時点では、既に常住村落の体を成していた。その時点では、PY村の村長のもとにPYとPDの二集落が一つの行政村（タイ語：mu）を構成していたが、PY村の現村長の話では、1993年にPD村は別の行政村として独立したという。すなわち、当初はPD村が母村でPY集落が出作り小屋集落であったが、内戦に伴う避難で、結果としてPD村の大半がPYに移住した形となった。その後、今度はPY村を母村としたPD集落が常住村落化したわけである。

この出作り小屋集落の成長は、母村からの人口流入だけで起こるとは限らない。よい土地の情報を聞きつけて他地域から移住してくる世帯も含まれる。人口増が急激である場合は、遠隔地への移住もまた選択肢になるからである。焼畑に伴う移住のパターンを上記以外の場合も勘案して仮説として纏めると以下ようになる。

- A 常住村落→出作り小屋群→出作り小屋集落の成長→常住村落（分散）：通常時。
- B 常住村落（複／単数）→常住村落（集中。長距離）：通常時。非常時にも見られる。
- C 常住村落（複／単数）→新村落形成：非常時。戦乱などを避けるため。

PY村の世帯主の移住歴を聞くと、婚姻に伴って移住してきた者をのぞけば、殆どの世帯主が以前のPD村の住人であったかあるいはその子孫であった。上のパターンに照らして見れば、PY村からの現PD村の形成は、Aパターンの一例であるといえる。戦闘以前のPY出作り小屋集落形成は、水稻耕作の開始という点で、純然たる焼畑耕作に伴うものとは言い難いが、戦闘とそれによる緊急避難が無ければあるいはAパターンの村落形成に到った可能性もあるわけである。

II-3 移住の実例——N村の成り立ち（図1参照）

PY村の例は、旧PD村出身者の大半が結果的にPY村を形成し、更にその一部が現PD村を形成した例で、新村の形成過程とは言い難い。また、他の村からの、焼畑地を求めての移住もごく少数にとどまり、むしろ稀な例とも言える。

吉野：焼畑に伴う移住と祖先の移住

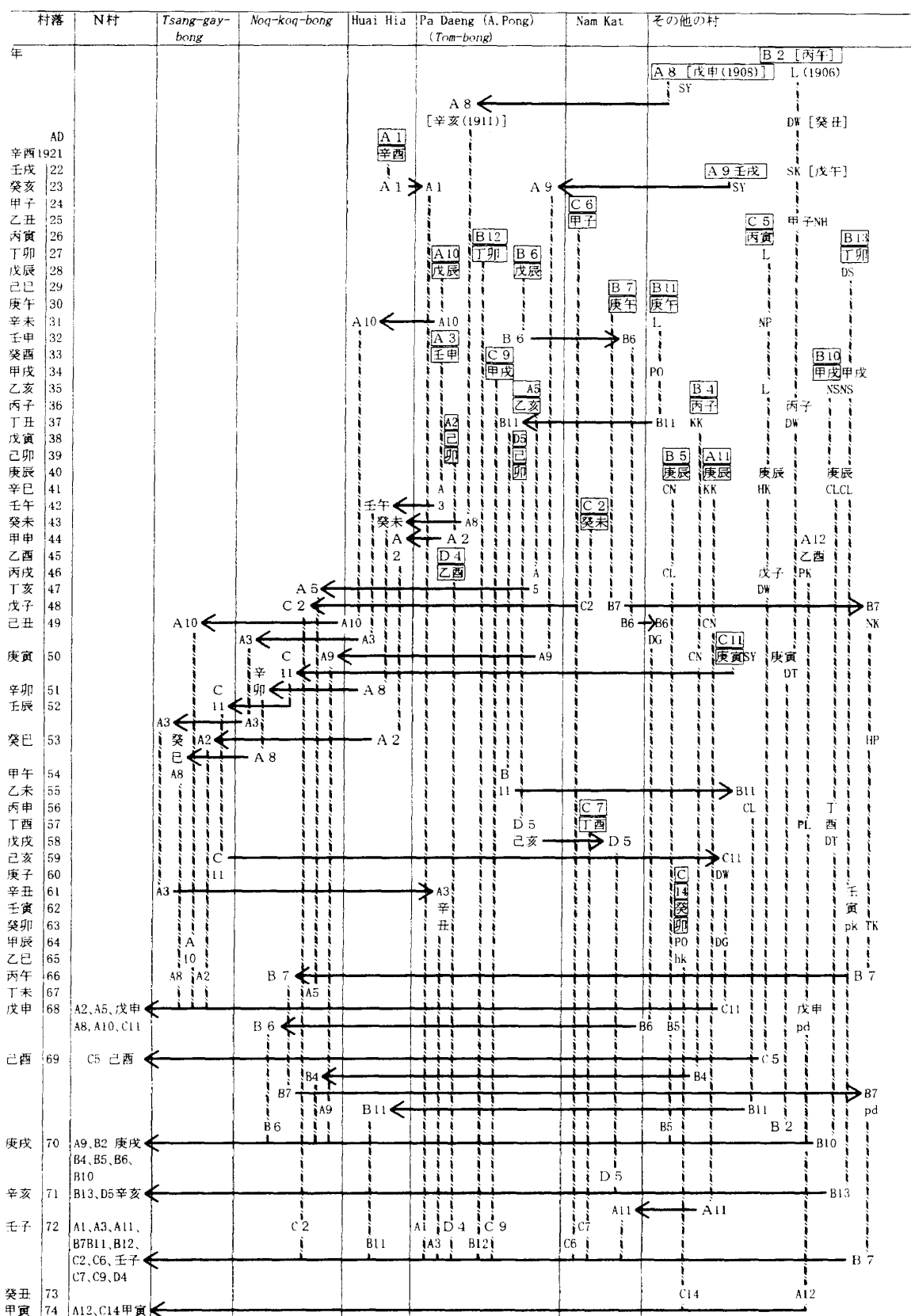


図1 N村世帯主の移住歴

ここでは複数の村からの移住者によって村落が形成された例として、ナーン県ボー郡のN村の形成史を見てみよう。図は、N村の世帯主あるいはそれに準ずる人の個人の移住史を再構成したものである。これは、焼畑に伴う移住が主であるが、入婿や入嫁（世帯主が女性の場合）による移住も少数含まれる。N村は4つの小集落にわかれている。1987年時点での居住集落をA～Dで表し、それに世帯番号を付した。戊申年（≒1968）にこの村の「草分け」的な世帯が5戸移住した（A2, A5, A8, A10, C11）。彼らは戊申年の移住前に、すでにこの地において出作り小屋を作り、焼畑を行っていた。すなわちAパターンの端緒である。先にPY村の例で述べたように、1960年代末～1970年代前半にかけて、北タイのラオス寄りの地域で共産ゲリラとタイ国軍との内戦がおこり、当時のチアンラーイ県（現在はパヤオ県）ポン郡周辺にいたミエン族が当局の勧告によって避難移住した。これはAパターンの端緒にあったN出作り小屋集落が他地域からの流入者も受け入れて急速に常住村落化したわけであり、AパターンとCパターンの両方の混合型と見なせる。また戦乱による移住でも遅く移住してきた世帯については、Bパターンと見なすことができよう。

N村形成の詳細について見ると、戊申年に移住してきた「草分け」グループと、庚戌年グループ（A9, B2, B4, B5, B6, B10）がN村形成の核となっている。後に移来してきたピャオは、大部分がこの二つの核グループを誘因として移住してきている。戊申年グループには輻輳した親族・姻族関係がある。庚戌年グループは姻族の紐帯でつながりはあるものの、むしろB2個人との個人的な面識関係で形成された。後に移来してきた者の村落選択の基準を聞くと、親族関係とならんで、姻族の関係が移住に際しての誘因となっている。N村を選んだ理由についての設問では、親族・姻族の存在を挙げたものが多かった。ミエン族は漢族的な父系イデオロギーを受容しているが、実際の移住先選択の場面では姻族や知人・友人などの関係も同様に誘因として機能し、父系の親族関係に片寄っているわけではない。この事例は非常時の避難移住の色彩が強いため、これをミエン族の移住パターンとして一般化するには留保が必要であるが、組織化の過程においては必ずしも父系親族関係のみが偏重されるわけではなく、姻族関係も比較的重要視されているのである〔吉野 1991〕。

図1 注：「その他の村」の村落名略号

CL=Pha Chang Luang, CN=Pha Chang Noi, DG=Do Gaai, DS=Doi Sae Meng, DT=Doi Tiu, DW=Doi Wao, HK=Huai Khong, hk=Huai Kang, HP=Huai Pa, KK=Khun Kamlang, L=LAOS, NH=Nong Ha, NK=Nam Khang, NP=Nam Phit, NS=Nam Sao, pd=Pha Daeng (A. Maecai), PK=Pang Kae, pk=Phu Kheng, PL=Phu Lak, P0=Pang Ma-0, SK=Sakoen (Huai Fueang), SY=Suan Ya Luang, TK=Takangbong

縦線はその村落に居住した期間を表し、横線は村落間の移住を表す。十字形の交差は線を直進し迎る。縦線が横線につき当たる形の合流（逆T字形）は同じ年にその横線に連なる人が移住したことを示すが、必ずしも共同で移住したことを表すわけではない。移住の年は言明のあったものは明記した。移住年の明記のないものはおおよそその頃に表記の村落へ移住したことを示す。姓は省略した。□で囲った起点は生年である。「その他の村」については、移住の年ないし時期に移住先の村落略号を記した。

N村形成以前の各個人の移住史を見てみると、かなりの個人差があることが看取される。B7やC11のように4～5年ごとに移住している者もいれば、A1, B12やC9のように数十年に亘って同一の村落に住み続けていた者もいるわけである。逆に言えば、この移住頻度の大幅な個人差は、開拓型焼畑耕作民の移住の特徴を示しているとも言える。すなわち、村落による耕地ローテーションの管理は行わず、毎年の耕地選択、移住先の選択が専ら各世帯の個別的判断に拠っていることである。

このような多様な個人差を含みながら、ラオス・タイの山地において、良好な土地を求めて集中と拡散がくり返されてきた。このような集中と拡散のくり返しが、世代を経過して最終的には中国からタイへの長駆の移住として結果しているのである。

Ⅲ 移住と民族アイデンティティ

Ⅲ-1

民族アイデンティティは、一般に過去志向的な集団アイデンティティである〔cf. DeVos 1982:8-9, 18-20; Keyes 1976:204-208〕。過去に自分たちの「祖先」を想定し、それが現在の自分たちの民族と連続性があるという自己意識のかたちである。その場合に現在の自分たちの「民族」が対置される他の「民族」とどう異なるかという弁別的特徴(distinctive feature)が語られるのが常である。また、過去に投影された「祖先」と現在の自分たちとが連続性を持つことが規定されるが、ここにもなんらかの文化的規準が連続性を示すものとして用いられている。接触する他民族との弁別的特徴として如何なる文化要素が採用されているかは、彼らの調査者に対する言説や、儀礼的な表現の中に観て取ることができる。

Ⅲ-2 現在のミエン族像の構成

ミエン族は民族自称をミエン *miən* といい、他民族のことをチャン *kyan* というカテゴリーで纏める。たとえばタイ山地民のアカ族は *kyan a-kha*、北タイ族は *kyan khaq-ləm* といい、*kyan siən-lə* は中部タイのタイ族（*siən-lə* は暹羅から）を指す。ラオスやベトナムにミエン族とともに分布している藍靛ヤオ（自称キム・ムン *kim mun*）は研究者などの外部の者からは広い意味のヤオ族として扱われることがあり、言語・文化的にも近いことをミエン自身知っているが、かつてラオスにおいて彼ら接したことのある年輩のミエンは彼らを *kyan tshan-tsey* と呼び、あくまでも *kyan* という異なった民族カテゴリーとして認識している。*kyan* は、私たちが民族的なカテゴリーと考えるカテゴリーだけではなく、泥棒 *kyan tsaag*、死体 *kyan tay* など含まれる。民族的カテゴリーを含む、「他者」のカテゴリーである。

タイにおいても、ミエン族は漢族との接触がある。町の漢人商店主や、かつてはミエンの村々

を巡回していた漢人行商人とのつきあいは、現在少なくなったとはいえ、連綿と続いている [cf. 吉野 1995]。漢族に対するミエンの民族的弁別は、＜姓＞のレベルでの弁別である。ミエン族は自らを＜十二姓僑人＞ tsiap gyei fin iu mian と称するが、この＜十二姓＞がその他の漢族の＜百姓＞と対比される。＜百姓＞ peq fin は、一般の人という意味をミエン語でも有する。＜十二姓＞は、彼らの所持する＜評皇券牒＞あるいは＜過山榜＞ kia sen paŋ という文書に記載されたミエン族の起源神話に出典する。＜過山榜＞に見られる起源神話は、盤護という龍犬が戦功の褒美として皇帝の娘を娶り、その子孫がミエン族となったという筋で、古くは後漢書に見える槃瓠神話である。＜過山榜＞は、この神話に基づいて、ミエン族の山中移動・山中耕作を許可する、一種の許可書の形を持つ文書である。この＜過山榜＞に記載された神話によって、＜十二姓＞は規定されたものであるが、しかし、現在のタイのミエン族のもとにおいては、＜過山榜＞の所持は周知とはなっていない、その内容については余り知られていない。竹村卓二が「北部タイにおける槃瓠神話の退潮」[竹村 1981:269]と表現したように、現在のタイのミエン族のもとにおいては、生きた神話として伝承されているとは言い難い。しかし、口頭伝承としては失伝しているとは雖も、＜十二姓＞という語彙は伝承されており、この点では、タイのミエン族のもとにおける、漢族との弁別的な象徴としては機能している。

一方、タイ族に対するアイデンティティの規準は、漢字や漢族的な価値体系が前面に出てくる。かつてよりもタイ族との接触が多くなってきたので、むしろ筆者としては、タイ族との弁別について語られるのを耳にすることが多かった。そこでは、タイ族の仏教儀礼に対するミエンの儀礼体系や、平地の水稻耕作に対する山地での焼畑耕作などが意識されていた。儀礼的な対比では、たとえば＜掛燈＞ kwaa taŋ という儀礼は、ミエン族男子にとってイニシエーションの意味をもつ儀礼であるが、ミエンの人びとはしばしばタイ族の出家と対比させて「ミエンの出家」と説明する。いずれも男子に一人前の儀礼的な人格を付与する過程である。また＜掛燈＞儀礼が三日間、「出家」が標準3カ月という違いはあるとしても、受礼者が何らかの齋戒状態に入ることこの対比を成り立たせている。

儀礼体系による区別では、先に述べた藍靛ヤオ族（キム・ムン）に対して、lu kwən mian <老君人>（太上老君を信奉する人）たるミエンと tshin tsiə mian（真ならざる人）たるキム・ムンとの対比を示した老人がいた。ミエンもキム・ムンの両者はいずれも道教的な儀礼体系を持っているが、系統を異にしている。このことは年輩者にはある程度広く知られている。この老人はその儀礼的な差異を民族的な差異の説明として用いていたのであった。

生業技術＝焼畑耕作を行うこと tsaw dey（＜做地＞）あるいは tsaw liəŋ dey は、タイのコンテキストでは、先に述べた如く水稻耕作 tsaw lig と対比され、民族的弁別の特徴として意識されている。先に PY 村の水稻耕作導入者の例を示したが、1980年代の時点では、水稻耕作の自作はせずに、水田地主としてタイ族の小作人に水田を耕作させ、自らは焼畑耕作に従事して

いた。水田は、あくまでも、換金作物と同様の現金収入の途であった。かつて比較的早く、1950年代に水稻耕作を始めた先駆的なミエン老人（複数）に何故水稻を自作せずに焼畑耕作に戻ったかという質問をすると、「水田の仕事は冷たくて辛いから」との答えが返ってきた。逆に言くと、技術的な懸隔が、水稻耕作を先駆けて導入したミエンにも感じられており、慣れぬ困難な農耕として意識されていた。ミエンが水稻耕作の自作に再び取り組むようになったのは、彼らの息子達の世代になってからであった。

IV 弁別的特徴としての移住

民族の弁別的特徴は、それが実際に伝持されてきたか否かを問わず、「過去の『祖先』から伝持されてきた」ものとして思念される。すなわち、弁別的特徴が時間的な連続性をもつという投影の仕方をするわけである。コンテキストによっては、身体的連続性（民俗生物学的親子）も弁別的な特徴として用いられようが、しかし、よく知られているように、ミエン族には他民族からの養子が多く、ミエン族の民族アイデンティティの規準としては、身体的連続性は一般には言説としては強調されない²⁾ [吉野 1995]。

身体的連続性とは別に、祖先の来歴を時間的にたどる方法として、祖先の移住史の知識がある。現在のミエン族が行っている焼畑耕作とそれに伴う移住の記憶は、口頭伝承レベルの移住伝承につながり、過去のミエン族との連続性を保証するものである。ただし、そのつながり方は、個別世帯の祖先の移住史といった世帯レベルの祖先の来歴と、もっと一般的なミエン族の祖先の来歴との二つのレベルに分けて考えることができる。

IV-1 世帯の祖先の移住

個々人の具体的な祖先は、各人が属する居住世帯ピャオ(pyaw)の先祖<家先> kyaa fin である<家先>と子孫の関係は保護―被保護関係とされている。個々人のピャオへの帰属は<家先>による保護関係を確立する儀礼的手続きによって確認される。個々のピャオの系譜は<家先単> kyaa fin taan と言い、当該ピャオの世帯主(pyaw tsyaw)の父系の直系祖先とその妻たちが原則として記載される。記載は漢字による。儀礼的な父系観念の再確認は、男子にとってのイニシエーションであるところの<掛燈>儀礼によって規定される。この儀礼は、すべての男子が祭司資格を形式的に獲得する形式（総体的祭司制）[cf. Lemoine 1982:33; 吉野 1993: 179; 1995:60ff.] を持ち、父子関係を師弟関係として再措定するものである。この儀礼を経る

2) 親子の身体的連続性の観念が無いわけではないが、親子関係を構成する要因となるものとしては、公には余り言述されない。むしろ儀礼的な関係がしばしば強調される傾向にある。

ことで、祖先以来続いてきたミエン族の呪術の師弟関係に連なることが確認される。また、これは、個別の〈家先〉と受礼者との祖先—子孫関係を確立するのであり、この儀礼によって、受礼者は個別〈家先〉の保護下に入り、その〈家先〉帰属の変更は許されないものとされる[吉野 1990; 1993]。この、〈家先〉の系列への帰属は、祖先祭祀の継承として認識される。「祖先祭祀の継承」は、儀礼文書の脈絡では、〈接組〉dzip tsaw といわれる。

このように、祖先祭祀継承の観念を媒介として、個別世帯の祖先＝〈家先〉との関係が意識されるのであるが、これらの〈家先〉は、現在のミエンと同様に焼畑耕作と移住をくり返してきたものと認識される。父や祖父とは、実際に移住を共にしてきているし、その父や祖父、あるいは母や祖母が経てきた、更に以前の移住は、昔語りとして耳にすることが可能である。

〈家先〉を葬った場所を記載した文書を〈祖圖〉tsaw təw という。その一例を、以下に示す。もともと各個人の筆写になるものなので、異体字やミエン独自の漢字（日本の国字の如し）、俗字やあるいは誤字が少なからず入っている。ここでは、異体字で明らかなものは、我々が用いている字体に替えた。●は現存するインフォマントのプライバシーを考慮した伏せ字であり、■は筆者には判別できなかった字である。改行部分には一重鍵括弧（「」）を、改頁部分には二重鍵括弧（『』）を付した。改行改頁以外の部分は、原テキストでは続けて書かれている。丸囲いの数字は、筆者が便宜的に付した、所持者の直系男子祖先（〈家先〉）である。これに続けて、当人の妻（単数または複数）が併せて記載されるのが定式である。記載の名は、ミエン族の儀礼ランクによる儀礼名である。³⁾ この〈祖圖〉の所持者は、ナーン県ボー郡のL村に住む李姓のミエンであり、1987年7月に閲覧・撮影した。

表紙 「具開宗枝移圖留傳子孫應用「課礼李●●記号開祖宗元盆

本文 「又到祖圖記号

「①太清一郎墳堂葬在雲南道開花府文[山?]県「羅竜里新県甲管入放儀■嶺頭平捌塞王
「進廣地九師猴家地主 趙氏五娘墳堂葬在「廣西道尙練冲梁吳梁順廖家地主

「②太龍二郎墳堂葬在廣西道沔泔冲爲竜坪梁吳「梁順地主趙氏五娘供地葬廖家地主

『③李應一郎葬在廣西道牀枝冲黄家珠法旺地主「同妻李氏一娘供據供地主

④李金五郎葬在廣西道「羅城縣頂善爲金山爲竜地主又到盤氏五娘葬在「廣西道四城府管下
晏瀨冲黄総兵黄盤傘地主

3) 儀礼ランクを決める儀礼には、初次的なものから高次なものへと、〈掛燈〉〈度戒〉〈加職〉〈加太〉の4段階があり、〈掛燈〉のみ経た者は、「姓+法X」, その妻は「X氏者」を得、〈度戒〉を経て且つ〈加職〉に至った者は、「姓+Y○郎」, その妻は「姓+氏+○娘」となり（〈度戒〉だけの場合は、〈掛燈〉の場合と同様）、〈加太〉を経た男子は「太+Z○郎」（姓の記載なし）となっている。○には数字が入る。

「⑤李蓋一郎葬在開花府管入云平里老東寨姐鍋冲大「地主丙境地主八寨王地主 鄧氏一娘葬在開花府雲平「里九牛管下入爲樹地主位八王地主

『⑥李官二郎葬在開花府管下果羅冲了口寨嶺头平「地主張家老牀地八寨地主 盤氏五娘葬在開花「府管下仰了山嶺頭坪地主八寨張老牀地主

「⑦李行一郎葬在猛隴府管入猛宣州管入猛標洞「管入淦金平河冲嶺頭座東向無垢西座南向北拉槌地主

「盤氏五娘葬在猛隴府管入猛暹州管入猛標洞「管入淦金岔河塩塘冲太陽寨拉槌地主

『⑧李法保葬在猛隴府管入澮自冲嶺头「平座南向北拉槌地主 鄧氏者癸未年十一月十九日「未時命爲陰了又到二十四日巳時安葬猛竜府管入淦「邪朽恐洞管入會冲洞中嶺平座南向北拉槌地主

「嫩位鄧氏者葬在猛竜府管入猛誇洞管入澮吊僚冲「半嶺平拉槌地主

⑨李法現癸酉年七月初八日丑時爲陰「同月十一安葬猛隴府管入猛哈洞管入澮東竜冲嶺『头平座北向拉槌地主

⑩法暎陽名李文昌做甲头「李法県命爲陰辛酉歲五月二十八日午時連陰又到六月二十八日「安葬在猛南府管入猛蜂洞管入淦割冲太陽寨座東向「西猛南大王二王地主叭邪隴地主 法暎同妻鄧氏者年庚「生于丙午歲四月初一建生行庚八十歲又到丙寅歲七月初「九日寅時命中歸陰又到十二日送終又到丁卯歲二月初四午時「安葬座猛隴管入城龙洞管入會庚鉅冲會毡二条岔「河中干[平?]座南向北猛隴大王地主拉槌地主社王地主

『⑪李法廣安葬猛南府管入猛利洞淦曇河頭冲座南「向東小唐头隔界地猛南大王二王地主社王地主「同妻鄧氏者安葬猛南府管入猛領洞淦曇冲枉林地「小唐头猛領叭雅地主大王二王地主座東向西

ここには、李姓の所持者の祖先たちが、雲南から広西に入り（②）、再び雲南へ入り（⑤）、その後ラオスへ入った（⑦）ことが分かる。「猛隴」あるいは「猛竜」というのは、ラオスのムアン・ルアンパバーン(Muang Luang Prabang)のムアン・ルアンの部分を漢字になおしたものである。同様に「猛南」というのは、タイのナーン県のことである。ナーン県に入ってきたのは、⑩の李法県（法暎）の代であろうと看取される。しかし、妻の鄧氏者は法県よりも後にルアンパバーンに埋葬されており、ナーンへ入った後も、ナーン県とルアンパバーン県にまたがって移住を繰り返していたことが推察される。実際の移住は、先にN村住民の事例でも分かるように、一生の内に数回行われることもあるので、＜祖圖＞の記述ではおおざっぱな移住経路しか分からない。

この様に、自らの＜家先＞の墓の位置は、漢字を識っていれば、如実に知ることができる。＜祖圖＞を見せてくれたミエンの人々は、祖先がどの地に眠っているか、文面を見ながら説明

してくれた。〈祖圖〉は、〈家先単〉に付随する場合もあるし、⁴⁾ 独立の冊子となっている場合もある。この文書は、祖先の墓を象徴的に清掃する〈安墳〉 *an tsəw* (あるいは〈安祖〉) という儀礼を行うために必要である。

〈安墳〉には、一人の〈家先〉の墓を浄化する〈平安墳〉と、シャマンの参加する大規模な〈當天安墳〉とがある。後者は複数の〈家先〉の墓を集合的に浄化する。個々の〈家先〉の墓は、実際には上記の例で示したとおり、行くことのできない遠地にあり、またミエン族は火葬した骨を入れた骨壺を土中に埋めるだけで、通常は墓と分かる目印を設置しないので、たとえ墓の地名が判別しても、精確な位置は分からない。したがって、実際に埋葬した人の記憶があればともかく、何代も離れた祖先の墓に参ることは不可能であるし、漢族風の墓を作っている稀な場合を除いては、通常、墓参りはしない。そのため、墓のレプリカを屋内に作り、これを象徴的に清掃して祖先の墓を清めたことにするわけである。〈當天安墳〉においては、〈安墳謝墓疏〉(あるいは〈安祖謝墓疏〉) という書信を神霊にあてて書かなくてはならない。そのためには〈祖圖〉に記載されている祖先の葬地を、この儀礼的書信に書き込まなくてはならないのである。

この様に実際の儀礼の中で重要な意味を持つ文書が〈祖圖〉である。逆に言えば、この〈祖圖〉が無ければ、〈家先〉の墓の修復儀礼も行えず、〈家先〉の不興を買うことになる。その意味でも欠かせない文書である。ミエンはこの文書を読むだけでなく、〈安墳〉儀礼によっても、祖先の来歴を再現・確認することができる。過去にさかのぼる系譜(〈家先単〉)に加え、その葬地を示して祖先たちの移住来歴のより具体的な情報を示し、かつ儀礼によってその葬地を再確認するわけである。いわば、形式上は祖先名の羅列のみの系譜に、具体的な葬地の情報を肉付けするものである。

IV-2 〈十二姓傜人〉の移住伝承

先に挙げた犬祖神話とは異なるミエン族の口頭伝承“渡海神話”は、旱魃による南京からのエクソダスとその顛末を描いている。南京から逃れたミエン族の祖先たちは、〈飄遙過海〉 *piw iu kyia kəy* すなわち海を渡り、遭難しそうになったところを盤皇(異伝によっては他の神の名も出る)という神の加護を得、広東に上陸したという伝承である。この神話は、タイに在住する五十代以上のミエン男性には広く知られている。系譜や〈祖圖〉以外の、祖先の来歴を語る伝承である。ここに見られるのは、大枠としてのミエン族の祖先の設定である。また同時に、中国と、現在住んでいるタイとの地理的・時間的な連続性を伝えるものでもある。

4) 例えば竹村がチアンラーイ県で採集した〈家先単〉には、〈祖圖〉と同様の葬地の記載がある[竹村 1991:452-453]。

＜飄遙過海＞神話は、ラオスやタイにおいては、J. Lemoine [1972:62], 竹村卓二 [1981:277] らの採集した異伝（ヴァージョン）がある。以下に示すのは、筆者が1987年にナーン県ボー郡のN村で採集したものである。インフォマントは、1930年生まれの祭司であり、本人自身が筆記した。句読点は筆者が後に付した。

南京海岸八万十保山頭。寅卯二年天大旱三年三歳，無糧所養，餓死人民太多。望見朝州府羅昌縣大雨。謫謫造船過海。共有十二船，船浸七部船，存有五船。當時聽听到海龍門咄鳴響，覺得驚怕。只得許上祖宗，行司，三清大道，廟主，五旗兵馬。許後三日三夜船到岸。來到朝州府羅昌縣。就到還願之時，未有猪應用。打算安繩捉捕野猪，山鷄用設鬼。在此之後，病痛多麻。那就三清大道打開大羅明鏡看下界凡人被神赫害，被鬼謀摸。三清大道就分派老君天師降凡傳法掛燈給人民。

おおよその意味を読みとれば、以下のようになる。「南京の八万十保山にいたとき、寅卯の年に大旱魃があり、飢饉となった。遙か朝州府の羅昌縣に大雨が降るのを見て、相談の上、船を造り、海を渡った。船は全部で12隻あったが、7隻は沈み、5隻残った。海中の竜門が鳴るのを聴き、大変怖れたが、祖宗・行司・三清大道・廟主・五旗兵馬といった神々に願掛けして祈った。その後、三日三晩して船は岸に着いた。朝州府羅昌縣に着いて、神々に謝恩儀礼をしようとしたが、豚がなかったので、野猪や野鷄を捕って神を祀った。後に病気が流行った。そこで三清大道は大羅明鏡で下界の人々が神鬼に害されているのを見て、老君天師を派遣して人々に法を伝え、＜掛燈＞の儀礼を与えた」。

上記の伝承は、N村では口頭で伝えられていたものであり、筆者の質問に応じてその場でインフォマントが筆記したものである。竹村がチアンラーイ県で採集した際にもインフォマントの記憶にしたがって筆記している [同上書:277-278]。したがって、採集された異伝ごとに細部の違いは多様である。しかし、旱魃による南京からの脱出→渡海→神による救難→広東への上陸→神々への謝恩儀礼という大筋においては共通している。上記の筆者所採の異伝は、渡海の基本的な筋に、ミエン族の男子のイニシエーションたる＜掛燈＞の起源神話も付加されているものである。

一方、ルモワンがラオスのルアンパバーン県で採集した異伝は、「完盆歌堂」yun pun tsəw daag という儀礼に用いられる儀礼テキストに記載されたものであり [Lemoine 1972:58-59]、その一部は、Lemoine [1982:14-17] にも写真版が掲載されている。

人民生在有字分明。青雲筵過了照見凡間。又來交過無万，明朝出世返敗人民百姓。重叩盤皇聖帝差有五旗馬，隨後救生。盤古聖王座落金鸞殿上，置有南京道十保洞平田水土平地所耕。

一千八百五十四歲完滿以了。又来交過寅卯年間，天王造返，地主流乱，返敗天下人民。洪武開枝聖王退位。十二姓徭祐子孫田基拋荒，退下南海八万山頭，隨山耕種。又来交過寅卯二年，天地大焊三年。官倉無米，官庫無糧。深潭水底，小滂浪鯉魚。樵木出火，格木出烟。人民慌乱無處投生，吃尽萬物。君是吃君，民是吃民。愁氣在心十二姓徭祐子孫。不耐之何思謹思着。正來飄湖過海。限定七朝夜船頭到岸。船尾到街一千路途過了三月。船路不通。水路不通。船頭不得到岸，船尾不得到街。十二姓徭祐子孫愁氣在心。投天無路，入地無門，投山山高，叩水水深。恐怕枉風吹落五海龍門。原在船中里內，思量着門路無人救得十二姓徭祐子孫。當初以来盤皇聖帝差有五旗兵馬，随后救生，恐怕救得。一十二姓徭祐子孫，願在船中裡，備辦白紙銀錢三牲長利，敖動祖宗香火太祖家先五旗兵馬回頭轉面，許上完盆部書歌堂良願在案。進在船中裡內，担保十二姓徭祐子孫。未經三朝一七夜，船路也通。水路也開。送船到岸，送馬到街。割落廣東韶州府落昌縣庭割三年四歲。各人開口謫謹備辦還恩答謝聖。(Lemoine [1972:62] のテキストに従い，一部はLemoine [1982:14-17] 掲載の写真版によって修正した。異体字は現在通用のものに改めたものもある。句点は写真版を参照して吉野が付けた)

また，1997年に筆者がタイのチアンラーイ県メーファールアン郡のL村で閲覧したノートにも，この＜飄遙過海＞神話の異伝が見られた。以下に示す。

……當初以来，原在南京海岸里头，少無簿書歌堂良願。交過京定院年[景定元年]，洪水發下。淹死天下人民。重有伏羲姊妹二人正來置得人民十二姓徭祐子孫，在落南京海岸十保山頭。隨山耕種，隨水全遊。又來交過洪武年間，又逢明朝皇出世，返敗天下万民白[百]姓人民。又来交過寅卯二年，天地大焊三年三歲。官倉無米，官庫無糧。蕉木出火，格木出烟。人民流乱，飢餓難求。君是吃軍，民是吃民。十二姓徭祐子孫，飛天無路，叩地無門。正來開口急儀謫謹合起大位龍船。一面受來飄遊過海一千路途。過了三月，七朝七夜原在船中里內。船路不通，听嶺風吹■落五海龍門。當時得見風吹過海，又怕風吹隨水湯流。當時彼風吹■落海底龍門。十二姓徭人愁憶在心。飛天無路，叩地無門，投山山高，投水水深。思量着門路無人。為大當初以来盤皇手下大位五旗兵馬，能幹之人本祖家先，為大前來殺死，後來救生救得十二姓徭祐子孫。凡吹不動浪打不行。割在船中里內燒起名香，関帝米糧，玉女仙茶，煩五旗兵馬男位本祖家先回頭轉面。許上簿書在案。担保人丁一度。風情未經三朝一七夜。船路也通，水路也開，風來送船到岸，送馬到街。流落廣東道韶州府羅昌縣。立居屋宅。拿捉山珍財。江還恩塔謝大神父母万代靈神。……。(■は同一の字で，難読の字である。「扇」か「戾」と推される)

このノートの持ち主は1955年ラオス生まれの男子で、祭司の職能を有する。1971年に戦禍を逃れてタイ領内に移住した。件のノートは自らが司祭する儀礼のための文言や歌を記したノートである。この異伝は、儀礼で用いる神霊宛の奉書の様式テキストの形式をとっており、「意者書用 傳人民」と題されている。細部の文言はルアンパバーン異伝と異なるところが多いが、大まかな筋としては相同であり、N村異伝とも（＜掛燈＞の由来部分を除けば）違背しない。竹村の紹介した異伝も大筋は相同であるが、救難後に岸に着いたことを述べるだけで、広東の具体的な地名は出ていない〔竹村 1981:277〕。

上記の三異伝中、南京から脱出して渡海後に到着した地名として、N村の異伝では「朝州府羅昌縣」（県＝縣）、ルアンパバーン異伝における「廣東韶州府落昌縣」、L村異伝の「廣東道韶州府羅昌縣」となっている。雷澤光が1943年に報告した広西北部の「盤古ヤオ」（ミエン族）の異伝では、「廣東韶州府……羅昌縣……」となっている〔雷 1943:41,46〕。これらの「羅昌縣」「落昌縣」は、現在の広東省樂昌県であろう。現在の広東省韶関市の樂昌県・曲江県・乳原瑶族自治县にまたがる一山塊はミエン族が住む「北江瑶山」として知られ、明清代には広東道韶州府に属していたからである。一方、北江瑶山の、樂昌県に隣接する曲江県側のヤオ族（この「ヤオ族」はミエン族である）のもとに伝わる『批記』という文書には、上に述べた＜飄遙過海＞神話と同様の、更に詳しい伝承が記載され、南京からの移住の最終的な到達点が「廣東道韶州府曲江縣」となっている⁵⁾〔劉 1937:17〕。いずれにしても、＜十二姓係（瑤）祐子孫＞あるいは＜十二姓係人＞として言及されるミエン族の「祖先」の、海と神による救護、神への謝恩儀礼が、南京や広東韶州府といった具体的な地名を挙げて記されている。この具体的地名によって、ミエンは彼らの祖先（＜十二姓係人＞）がかつて中国からやってきたということを強く意識し、筆者など外部者への言述でも、昔中国にいたことを屢々語るのである。⁶⁾ ラオスにおいては、文書の形である程度流布していたものと推察されるが、タイでは必ずしも文書によらず、口頭でも伝承されている。これは逆に言えば、それだけ強い関心を持つ話として人口に膾炙しているわけである。

また、この神話で規定されている救難神への謝恩儀礼は、＜歌堂＞ dzəw daag という。＜歌堂＞儀礼は、十年～二十年くらいの間をおいて不定期に行われる儀礼であり、ミエン族の義務として認識されている〔cf. 竹村 1981:282-284〕。この儀礼における供物の供え方の規定は、この神話に付随する伝承によって、それぞれの＜姓＞の下位区分（＜分明＞ pun meŋ とい

5) 興味深いことに、N村異伝には、渡海遭難中に何隻かの船が沈むという筋があるが、これは『批記』にも見られる。

6) 筆者の聞いた話では、太古、ミエン族と日本族 kyan yipun はともに中国におり、ミエンは南へ、日本族は東へ移動したという筋であった。これには徐福伝説が混入しているようである。また、一人のみならず、複数のミエンから同様の話を聞いた。

う)毎に異なる。例えば鄧姓には鄧炆と鄧酸という<分明>があるが、鄧炆に属する者は物の豚をあぶって供えなくてはならない。これは、<飄遙過海>の際に神と交わした、謝恩儀礼を行う約束に由来するものである。この様に、<飄遙過海>神話は、親族アイデンティティの規準枠となるカテゴリーの一つの枠組みをも、儀礼的に規定しているのである。

おわりに

ミエン族の移住は、焼畑に伴うものであり、現在四十歳代以上の者にとっては、移住も現実の生活過程の中の一部であった。しかし、焼畑と移住は、単に彼らの生活の再生産過程の一部であるにはとどまらない。ミエン族自身の自己認識、とりわけ他者と対比したときのエスニックな自己認識においては、他者と自らを弁別する文化的特徴として改めて認識される。現に生きている彼らが焼畑耕作と移住を繰り返して行ってきたし、彼らの「祖先」もまた焼畑耕作と移住を行ってきた。この両極には、焼畑耕作と移住という点での連続性を見いだすことができる。

最も大きな枠組みでの「祖先」(<十二姓傜人>)の来歴は、タイのミエン族のもとでは、<飄遙過海>神話に見られる。そこでは、現在居住するタイの地と、祖先がかつて居た中国との時間的および空間的連続性が示されている。ミエン族の共通の「祖先」たちのこの大枠の来歴は、しかし、かなりの径庭がある。現実には彼らが行ってきた焼畑耕作に伴う移住と「祖先」たちの移住とを媒介するものが、各世帯で所持する<家先単>と<祖圖>である。これが少なくとも実際に焼畑耕作と移住を繰り返してきたミエン個々人に、<家先>すなわち自分に直接つながる直系の祖先たちもまた同じく移住を繰り返してきたことを知らせる。漢字が読める者であれば、<祖圖>を見て自らの父祖たちの大まかな足どりをたどることができる。そうした祖先の葬地の記録は、単に伝承や知識にとどまるのではなく、<安墳>儀礼などにおいて、具体的に必要とされるものでもある。

ここにおいては、移住は、単に彼らが焼畑耕作に伴って行ってきた住居の移動であるだけではない。ルアンパバーン異伝とL村異伝中の「随山耕(畊)種」という表現に見られるように、ミエン族の祖先たちが「南京脱出」以来行ってきた営為として、象徴化されているのである。現に自分たちが行ってきた焼畑耕作に伴う移住の記憶は、<祖圖>を媒介として、<飄遙過海>神話へと遡る出発点であり、逆にこの様な<祖圖>、神話といった道具立てによって、焼畑耕作と移住が「祖先」以来の伝統として意識されるのである。

以上述べてきたのは、少なくとも実際に移住の経験ないし記憶のある、現在四十歳代以上のミエンにとっての構図である。現在では、1989年から強化された森林伐採禁止の全国的規制により、森林を切り開く焼畑が出来なくなった地域が多い。新たな耕地を切り開いて耕作する可能性が無くなれば、新たな耕地を求めての移住も行われなくなる。十年前に筆者がPY村で実

見した、森林を切り開き焼く焼畑耕作は現在行われておらず、草地を除草剤で更地にして陸稲を植える形の畑作に変わった。焼畑耕作とそれに伴う移住を記憶にとどめている人も徐々に減ってゆく趨勢にある。また、＜祖圖＞や神話伝承の情報を伝える媒介たる漢字の識字能力は、若い世代には養成されていない。耕地拡大が不可能となった為に、タイ国内外へ出稼ぎに行く者も増えている。今後、本稿で検討した移住の記憶、＜祖圖＞、渡海神話を彼らがどのように変形させてアイデンティティの基盤としてゆくか、あるいは異なったアイデンティティ保持へと変化してゆくかは予断できないが、今後の調査を通じて明らかにしていきたい。

付 記

本稿で用いた資料は、文部省アジア諸国等派遣留学生としてタイ王国チアンマイ大学留学中、1987年～89年に行った実地調査、及び、その後数次に亘ってタイのミエン族村落を訪れ収集した新たな情報と資料に基づいている。特に1995年3月に日本学術振興会とタイ国学術評議会の「拠点大学方式による学術交流事業」（拠点：京都大学東南アジア研究センター）によってタイに赴き、ミエン族の社会変化に関する資料・情報収集を行い、本稿にも用いた。また、文部省科学研究費補助金（国際学術研究）「タイ北部における山地民族の出稼ぎの研究」プロジェクトにおいて1996年12月以降、調査を行っており、その過程において収集した資料も用いた。ここに、日本国文部省、タイ国学術評議会、ナーン県とパヤオ県の公共福祉局、タイ国労働社会福祉省山地民研究所、チアンマイ大学社会学・人類学科、日本学術振興会、京都大学東南アジア研究センター、そして懇切な教示を賜ったミエン族の方々に甚深の感謝を申し上げる次第である。

参 考 文 献

- Chob Kacha-ananda. 1976. Etude ethnographique du groupe ethnique Yao en Thaïlande du nord. Ph. D. dissertation, l'Université de Paris.
- DeVos, G. 1982. Introduction 1982. In *Ethnic Identity: Cultural Continuities and Change*, edited by G. DeVos, et al. Chicago: University of Chicago Press (First published in 1975).
- Downer, G. 1961. Phonology of the Word in Highland Yao. *Journal of the School of Oriental and African Studies* 24(3):532-541.
- Kandre, P. K. 1967. Autonomy and Integration of Social Systems: The Iu Mien ('Yao' or 'Man') Mountain Population and Their Neighbors. In *Southeast Asian Tribes, Minorities and Nations*, Vol.2, edited by P. Kunstadter, pp.583-638. Princeton: Princeton U. P.
- Keyes, C. F. 1976. Towards a New Formation of the Concept of Ethnic Group. *Ethnicity* 3(3):202-213.
- Kunstadter, P., et al., eds. 1978. *Farmers in the Forest: Economic Development and Marginal Agriculture in Northern Thailand*. Honolulu: University Press of Hawaii.
- 雷澤光. 1943. 「廣西北部盤古僜的還願法事」『民俗』（専刊）2(3・4):41-49.
- Lemoine, J. 1972. Un curieux point d'histoire: l'aventure maritime des Mien. In *Langues et techniques, nature et société, II approche ethnologique, approche naturaliste*, edited by J. M. C. Thomas, et al., pp.53-62. Paris: Edition Klincksiek.
- _____. 1982. *Yao Ceremonial Paintings*. Bangkok: White Lotus.
- 劉偉民. 1937. 「廣東北江僜人的傳說與歌謠」『民俗』（専刊）1(3):1-62.（この『民俗』専刊第1巻第3期は「廣東北江僜人調査報告専号」となっているが、この号だけ頁立てが変則的であり、所収の各論文ごとに p.1 からページを記している。劉の報告の掲載ページは、第1巻第3期の中では目次から起算して pp.243-312 に相当する）
- Miles, D. 1972. Land, Labour and Kin Groups among Southeast Asian Shifting Cultivators. *Mankind* 8: 185-197.
- 佐々木高明. 1989. 『東・南アジア農耕論——焼畑と稲作』弘文堂.

- 白鳥芳郎（編）. 1975. 『傜人文書』講談社.
- _____（編）. 1978. 『東南アジア山地民族誌——ヤオとその隣接諸種族』講談社.
- 竹村卓二. 1981. 『ヤオ族の歴史と文化——華南・東南アジア山地民族の社会人類学的研究』弘文堂.
- _____. 1991. 「ヤオ族の《家先単》とその運用——漢族との境界維持の視点から」『国立民族学博物館研究報告別冊』14:423-459.
- 常見純一. 1978. 「ヤオ族の住居と付属小屋」白鳥 [1978] 所収.
- _____. 1980. 「ヤオ族の移住と村落の形成——マーン・ラーン・トン（「国見」）を中心として」『東南アジア・インドの社会と文化』山本達郎博士古稀記念論集編集委員会（編）所収. 山川出版社.
- Walker, A. 1975. Introduction. In *Farmers in the Hills: Upland Peoples of North Thailand*, edited by A. Walker, pp.1-17. Penerbit Universiti Sains Malaysia.
- 吉野 晃. 1990. 「祖先への登録——タイ北部におけるミエン・ヤオ族の居住集団に関する諸観念とく添人口」『比較家族史研究』5:77-88.
- _____. 1991. 「タイ北部, ミエン族の移住——移住による村落形成過程」『社会人類学年報』17:49-62.
- _____. 1992. 「タイ北部, ミエン族の定婚過程と妻方居住婚」『ふいんど』5:11-20.
- _____. 1993. 「師弟関係にある父子——タイ北部, ミエン族の＜掛燈＞儀礼における父系理念」『東京学芸大学紀要 第三部門 社会科学』44:173-187.
- _____. 1994. 「タイ北部のミエン・ヤオ族の儀礼・総体的祭司制・漢字使用——儀礼に見られる『漢化』の一側面」『儀礼・民族・境界——華南諸民族「漢化」の諸相』竹村卓二（編）所収. 風響社.
- _____. 1995. 「民族間関係と民族アイデンティティ——ミエン族の他民族養取」『民族誌の現在——近代・開発・他者』合田濤; 大塚和夫（編）所収. 弘文堂.
- _____. 1996. 「ミエン・ヤオ族の陸稲耕作作業——タイ北部におけるミエン・ヤオ族の焼畑耕作に関する調査報告(1)」『東京学芸大学紀要 第三部門 社会科学』47:139-155.